

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目19番13号

株式会社 **DTS**

代表取締役社長 西田 公一

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご返送ください。

なお、各議案に対し賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に表示された「議決権行使コード」と「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといいたします。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋六丁目19番13号
株式会社DTS 本社本館9階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
1. 第41期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件
第4号議案 当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針承認の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- (お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.dts.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使についてのご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降
 - ② Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™ およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国における登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。

- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフトウェア等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成25年6月24日（月曜日）の午後5時までにご行使ください。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、議決権を行使なさる方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。ご印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時～午後9時)
--

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要などを背景に国内需要が堅調に推移し緩やかな回復基調にありましたが、海外経済の減速などの影響により生産や輸出が減少し、製造業を中心に設備投資に対し慎重な姿勢が見られるなど、厳しい状況で推移いたしました。しかしながら、昨年末からの円高是正による輸出環境の改善や新政権の経済政策への期待感などにより、景気回復に向けた動きも出始めています。情報サービス産業においても、景気後退で延ばされていたシステム更改の再開や、インフラ最適化などの需要が高まるなど、市場環境には回復の兆しが見られます。

このような状況下において当社グループは、平成22年4月にスタートした3カ年中期総合計画『バリュー・ソリューション・プロバイダー』に基づき、S I力の強化や、新規ビジネスの創出、グローバル展開に向けたビジネス基盤の確立等に注力してまいりました。

主力の情報サービス事業においては、金融分野での豊富な開発実績をもとに積極的な提案を行い、新規のシステム開発案件やAMO案件(注1)を獲得し、卸小売分野では旺盛な投資需要を取り込み、売上が大幅に増加いたしました。また、当社の戦略的情報活用分析ソリューションである「データスタジオ@WEB」を活用して株式会社日立製作所と共同でビッグデータを超高速かつ手軽に分析できる「DaTa SuperExpress」を開発し、発売を開始いたしました。ハウジングソリューションCADシステムについては、住宅の省エネ性能シミュレーション機能と操作性を強化した「Walk in home13」を2月に発売いたしました。また、グループ全体でのプロジェクトマネジメントの強化や販管費の削減など体質改善に向けた取り組みを進め、利益率の向上を図りました。

さらにグローバル展開に関しては、上海現地法人において順調に現地ビジネスが拡大しており、新たな展開としてはニューヨークに続きバンコクに現地法人設立の準備を進めており、製造業、金融業を中心にアジア、アメリカにおける事業基盤の確立と市場開拓を進めております。

当社は平成24年8月25日に創立40周年を迎え、次の10年に向けた指針として「DTS WAY」を策定いたしました。「新たな価値を創り出す MADE BY DTS」を経営ビジョンに掲げ、今後も事業環境の変化に迅速に対応し、付加価値の高いサービスを提供できるよう努めてまいります。

(注1) AMO (アプリケーション・マネジメント・アウトソーシング) : 企業などがIT投資最適化を図るために自社システムの維持・管理・保守業務を専門業者に外部委託すること。

以上の結果、当連結会計年度の連結経営成績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結	個 別 (参考)	
		対前年同期 増 減 率	対前年同期 増 減 率
売 上 高	61,039	6.4%	36,607 6.1%
営 業 利 益	4,003	34.6%	3,127 15.5%
経 常 利 益	4,095	33.4%	3,281 13.9%
当 期 純 利 益	2,177	40.0%	2,040 27.9%

<売上高の内訳>

(単位：百万円)

	連 結	個 別 (参考)	
		対前年同期 増 減 率	対前年同期 増 減 率
情 報 サ ー ビ ス	シ ス テ ム エンジニアリングサービス	38,113	6.2% 25,369 5.4%
	オ ペ レ ー シ ョ ン エンジニアリングサービス	13,859	9.4% 10,661 6.1%
	プ ロ ダ ク ト サ ー ビ ス ・ そ の 他	4,844	12.7% 577 52.7%
	小 計	56,817	7.5% 36,607 6.1%
人 材 サ ー ビ ス	人 材 派 遣 ・ そ の 他	4,222	△7.0% — —
	小 計	4,222	△7.0% — —
合 計	61,039	6.4%	36,607 6.1%

売上高は610億39百万円（前年同期比6.4%増）となりました。生命保険、証券、信託銀行などの金融業を中心にシステム開発が好調に推移したことに加え、建設不動産における運用の新規案件や、データセンター事業者への機器販売が好調だったことにより、情報サービス事業の売上は増加いたしました。一方で、地上デジタル化に伴う業務の終了などにより、人材サービス事業の売上は減少いたしました。

売上原価は516億79百万円（前年同期比6.0%増）、売上総利益は93億60百万円（前年同期比8.7%増）となりました。売上総利益の増加は、売上高の増加に加え、不採算案件の減少や稼働率の向上などによるものであります。

販売費及び一般管理費は、経営インフラの強化やグループ総合力の強化などに対し戦略的な支出を実施いたしました。各種費用の削減に取り組んだ結果、53億57百万円（前年同期比5.0%減）となりました。

この結果、営業利益は40億3百万円（前年同期比34.6%増）、経常利益は40億95百万円（前年同期比33.4%増）、当期純利益は21億77百万円（前年同期比40.0%増）となりました。

情報サービス事業

[システムエンジニアリングサービス]

金融業において、証券、信託銀行のシステム開発案件およびAMO案件が好調に推移し、卸小売業において百貨店や専門店、コンビニエンスストアのシステム開発案件およびERP案件（注2）が拡大いたしました。またグループ会社で生命保険のシステム開発案件が好調に推移したため、システムエンジニアリングサービス売上高は増加いたしました。

（注2）ERP（エンタープライズ・リソース・プランニング）：企業全体を経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための手法・概念、およびこれを実現するITシステムやソフトウェアのこと。

[オペレーションエンジニアリングサービス]

建築不動産業の新規案件や、サービス業の運用案件が好調に推移したため、オペレーションエンジニアリングサービス売上高は増加いたしました。

[プロダクトサービス・その他]

データセンター事業者へのサーバーを中心とした機器販売が好調に推移したため、プロダクトサービス・その他売上高は増加いたしました。

人材サービス事業

[人材派遣・その他]

地上デジタル化に伴う業務の終了などの影響もあり、人材派遣・その他売上高は減少いたしました。

品目別連結売上高の推移

区 分		第38期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		第39期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		第40期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)		第41期(当期) (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
情 報 サービ	システムエンジニアリングサービス	34,630,456	66.0	36,130,054	61.8	35,874,098	62.5	38,113,455	62.4
	オペレーションエンジニアリングサービス	11,432,671	21.8	12,723,438	21.7	12,673,134	22.1	13,859,215	22.7
	プロダクトサービス・その他	1,435,849	2.7	5,085,507	8.7	4,298,539	7.5	4,844,660	7.9
	小 計	47,498,978	90.5	53,938,999	92.2	52,845,772	92.1	56,817,331	93.1
人 材 サービ	人 材 派 遣 ・ そ の 他	5,004,397	9.5	4,564,793	7.8	4,539,400	7.9	4,222,446	6.9
	小 計	5,004,397	9.5	4,564,793	7.8	4,539,400	7.9	4,222,446	6.9
合 計		52,503,375	100.0	58,503,793	100.0	57,385,172	100.0	61,039,777	100.0

品目別個別売上高の推移

区 分		第38期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		第39期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		第40期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)		第41期(当期) (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
情 報 サービ	システムエンジニアリングサービス	22,880,259	67.4	24,913,080	70.4	24,080,203	69.8	25,369,551	69.3
	オペレーションエンジニアリングサービス	10,485,407	30.9	10,067,703	28.4	10,043,758	29.1	10,661,080	29.1
	プロダクトサービス・その他	573,767	1.7	425,414	1.2	378,043	1.1	577,098	1.6
合 計		33,939,435	100.0	35,406,198	100.0	34,502,005	100.0	36,607,730	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、4億99百万円でありま
す。

その主なものは、当社の社内システムに係るソフトウェアの開発2億51百万円
および市場販売目的のソフトウェアの開発61百万円であり、その他、当社グルー
プ各社において事務機器およびネットワーク機器等の設備を取得しております。

なお、事業の種類ごとに記載する事は困難であるため記載を省略しております。
また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

情報サービス産業において、受託型のシステム開発・運用など従来型の事業形
態は変革期を迎えており、今後の大きな事業拡大が見込めない環境となりつつあ
ります。代わってサービス提供やソリューション提供型の事業形態、特に「クラ
ウド」「ソーシャル」「ビッグデータ」「モバイル」などの分野における市場の拡大
が期待されております。当社グループは、このような事業環境の変化を好機と捉
え、市場ニーズに合致したソリューションを適時に提供し続けることで、持続的
で自律的な成長を目指してまいります。

中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月）では、「お客様に最高の価値を提
供する The Best Value Partner」を中期ビジョンに掲げ、提案力の強化や、受託
型ビジネスからソリューション提供型ビジネスやアウトソース型ビジネスへの転
換を目指し、新規ソリューションの創出などに取り組みます。また経営基盤をよ
り強固なものとするため、根幹のS I事業においては、金融、通信に続く第三の
柱の育成や、ストック型ビジネスの拡大、グローバル化に向けたビジネス基盤の
構築を進めていきます。さらにはそれを支える高付加価値人材の育成やグループ
総合力を結集したグループシナジーの最大化にも継続的に取り組んでまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 38 期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第 39 期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第 40 期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期(当期) (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売 上 高	52,503,375	58,503,793	57,385,172	61,039,777
経 常 利 益	1,364,711	2,488,218	3,069,453	4,095,133
当 期 純 利 益	278,278	1,124,682	1,555,606	2,177,154
純 資 産 額	30,568,808	30,932,297	31,679,389	33,470,786
総 資 産 額	41,271,027	41,447,721	42,065,679	44,016,263
1株当たり純資産額	円 銭 1,229 02	円 銭 1,240 49	円 銭 1,269 69	円 銭 1,341 06
1株当たり当期純利益	円 銭 11 76	円 銭 47 30	円 銭 65 43	円 銭 91 57

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 38 期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第 39 期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第 40 期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期(当期) (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売 上 高	33,939,435	35,406,198	34,502,005	36,607,730
経 常 利 益	1,183,808	1,861,239	2,882,057	3,281,553
当 期 純 利 益	683,786	921,569	1,595,837	2,040,710
純 資 産 額	29,244,394	29,314,798	30,047,134	31,602,573
総 資 産 額	33,808,584	34,644,047	36,109,259	37,836,585
1株当たり純資産額	円 銭 1,230 01	円 銭 1,232 99	円 銭 1,263 79	円 銭 1,329 22
1株当たり当期純利益	円 銭 28 89	円 銭 38 76	円 銭 67 12	円 銭 85 83

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出し、銭未満は四捨五入しております。

第38期（平成22年3月期）

売上高は525億3百万円（前年同期比12.5%減）となりました。主力の情報サービス事業において、システムエンジニアリングサービス売上高については、金融業において新たな大型開発案件は順調に増加しているものの、前年同期の特需である大型統合案件終了の影響をカバーするにいたらず、また、通信・サービス・製造などの業種において情報化投資の見直しが発生したことなどにより、前年同期と比べ減少いたしました。また、オペレーションエンジニアリングサービス売上高については、金融業および製造業における大型運用案件の終了に加え運用コスト削減要請などの影響により、前年同期と比べ減少しております。その他の事業において、人材派遣売上高については、通信業における販売サポート業務の減少および顧客企業での内製化などの影響により、前年同期と比べ減少しております。プロダクトサービス売上高については、連結子会社における特定顧客からの大口受注に加え、新たに連結対象となった子会社の売上高の寄与もあり前年同期と比べ増加しております。

売上原価は457億68百万円（前年同期比9.1%減）となり、売上総利益は67億35百万円（前年同期比30.3%減）となりました。売上高の減少および受注条件の悪化に加え一部案件において不採算が発生したことが売上総利益の減少の要因であります。

販売費及び一般管理費については、3カ年中期総合計画「WINNING PLAN Third Stage “Be the Most Reliable Partner!”」に基づきソリューション提案力の強化や研究開発などの戦略的費用を中長期的な取り組みとして増加させましたが、組織体制の見直しや費用削減に向けた取り組みの強化により、前年同期と比べ減少しております。

この結果、営業利益は11億70百万円（前年同期比66.4%減）、経常利益は13億64百万円（前年同期比62.0%減）となりました。また、特別損失として関係会社との取引における過年度の未実現利益の修正損を2億8百万円計上したことなどにより、当期純利益は2億78百万円（前年同期比81.6%減）となりました。

第39期（平成23年3月期）

売上高は585億3百万円（前年同期比11.4%増）となりました。これは、金融業向け大型開発案件の拡大や新たに連結対象となった子会社の売上高の寄与などにより、主力の情報サービス事業が好調に推移したことによるものであります。

売上原価は504億81百万円（前年同期比10.3%増）となり、売上総利益は80億22百万円（前年同期比19.1%増）となりました。売上総利益の増加は、主に売上高の増加およびプロジェクト管理強化による不採算案件の減少やリソースの適正配置による稼働率の向上によるものであります。

販売費及び一般管理費は、新たに連結対象となった子会社の影響により前年同期と比べて増加いたしました。また、経費の効率的活用の推進やのれん償却額の減少により、売上高に対する販売費及び一般管理費の割合は減少いたしました。

この結果、営業利益は22億96百万円（前年同期比96.2%増）、経常利益は24億88百万円（前年同期比82.3%増）となりました。当期純利益は11億24百万円（前年同期比304.2%増）となりました。

第40期（平成24年3月期）

売上高は573億85百万円（前年同期比1.9%減）となりました。売上高の減少は、前年同期の金融大型開発案件の減少による影響を、サービス業および製造業の増加でカバーするにいたらず、システムエンジニアリングサービスが減少したこと、また、震災などによる一時的な機器販売の需要低下の影響によりプロダクトサービスが減少したことによるものであります。

売上原価は487億73百万円（前年同期比3.4%減）となり、売上総利益は86億11百万円（前年同期比7.3%増）となりました。売上総利益の増加は、一部子会社において不採算案件が発生したものの、主に個別においてプロジェクトマネジメント強化による不採算案件の減少や稼働率の向上、生産性向上によるプロジェクト採算の改善などによるものであります。

販売費及び一般管理費は、3カ年中期総合計画『バリュー・ソリューション・プロバイダー』に基づき、新規事業の創出や営業体制の強化、経営インフラの強化などに対し戦略的な支出を実施しましたが、各種費用削減に積極的に取り組んだ結果、56億37百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

この結果、営業利益は29億73百万円（前年同期比29.5%増）、経常利益は30億69百万円（前年同期比23.4%増）、当期純利益は15億55百万円（前年同期比38.3%増）となりました。

(6) 主要な事業内容

区 分		事 業 内 容
情 報 サ ー ビ ス	シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア リ ン グ サ ー ビ ス	・ 情報システムのコンサルティングおよびインテグレーション、受託ソフトウェアやパッケージソフトウェアの設計・開発・保守、ネットワークの設計・構築
	オ ペ レ ー シ ョ ン エ ン ジ ニ ア リ ン グ サ ー ビ ス	・ コンピュータ施設および情報システムの運用管理
	プ ロ ダ ク ト サ ー ビ ス ・ そ の 他	・ コンピュータ等情報関連機器ならびにソフトウェア等システム商品の販売 ・ I T 分野における教育・研修
人 材 サ ー ビ ス	人 材 派 遣 ・ そ の 他	・ 労働者派遣業またはそれに付帯および関連する事業

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 本 館	東京都港区新橋六丁目19番13号
本 社 新 館	東京都港区新橋六丁目12番4号
本 社 別 館	東京都港区新橋五丁目23番4号
新 橋 セ ン タ	東京都港区新橋五丁目32番8号
芝 開 発 セ ン タ	東京都港区芝大門一丁目10番11号
中 京 支 社	名古屋市中区栄二丁目9番26号
関 西 支 社	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
九 州 支 社	福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
データリンクス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
株式会社 F A I T E C	東京都港区白金一丁目27番6号
日本 S E 株式会社	東京都板橋区舟渡一丁目12番11号
デジタルテクノロジー株式会社	東京都荒川区東日暮里五丁目7番18号

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数
情報サービス事業	4,176名
人材サービス事業	78名
合計	4,254名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,696名	54名減	36.0歳	10.9年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金	議決権の所有割合	主要な事業の内容
データリンクス株式会社	309百万円	50.02%	情報サービス事業 人材サービス事業
株式会社FAITEC	300百万円	80.10%	情報サービス事業
日本SE株式会社	755百万円	96.95%	情報サービス事業
デジタルテクノロジー株式会社	100百万円	100.00%	情報サービス事業

2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 25,222,266株 |
| (3) 株主数 | 8,452名 |
| (4) 上位10名の株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	2,928千株	12.31%
D T S グループ社員持株会	1,743	7.33
笹 貫 敏 男	1,553	6.53
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	852	3.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	746	3.14
メロンバンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	544	2.28
株 式 会 社 N T C	482	2.02
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	454	1.91
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	410	1.72
小 崎 智 富	401	1.68

（注） 当社は、自己株式1,446千株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	赤羽根 靖 隆	—
代表取締役社長	西 田 公 一	執行役員 株式会社MIRUCA 代表取締役社長
専務取締役	熊 坂 勝 美	執行役員 新市場開発事業本部長 日本SE株式会社 取締役 DTS America Corporation 取締役社長 通天斯(上海)軟件技術有限公司 董事長
常務取締役	伊 東 辰 巳	執行役員 デジタルテクノロジー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	坂 本 孝 雄	執行役員 コーポレートサービス担当統括部長 デジタルテクノロジー株式会社 取締役 日本SE株式会社 取締役 株式会社DTSパレット 代表取締役社長
取 締 役	竹 内 実	執行役員 金融事業本部長 通天斯(上海)軟件技術有限公司 董事 DTS America Corporation 取締役 株式会社九州DTS 取締役
取 締 役	村 井 一 之	データリンクス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	萩 原 忠 幸	株式会社アヴァンティスタッフ 代表取締役社長
取 締 役	原 宏 樹	三井住友信託銀行株式会社 IT統括部 IT基盤運営部長
常勤監査役	栗 原 広 史	データリンクス株式会社 監査役 日本SE株式会社 監査役 株式会社総合システムサービス 監査役 通天斯(上海)軟件技術有限公司 監事
常勤監査役	尾 崎 実	株式会社MIRUCA 監査役 株式会社九州DTS 監査役 デジタルテクノロジー株式会社 監査役 株式会社DTSパレット 監査役 株式会社FAITEC 監査役
監 査 役	田 中 襄 一	日本大学 法学部教授
監 査 役	嵯 峨 清 喜	新半蔵門総合法律事務所 所長 株式会社大和証券グループ本社 法律顧問
監 査 役	服 部 彰	服部公認会計士事務所 所長 学校法人駒澤大学 監事

- (注) 1. 萩原忠幸および原宏樹の両氏は、社外取締役であります。
2. 田中襄一、嵯峨清喜および服部彰の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役服部彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 田中襄一、嵯峨清喜および服部彰の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 栗原広史、工藤克彦および中村春貴の各氏は、平成24年6月22日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任しております。なお、栗原広史氏は、同総会で監査役に就任しております。
6. 船見恭雄氏は、平成24年6月22日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任しております。
7. 当事業年度末日後の平成25年4月1日付けの異動により、取締役および監査役の地位ならびに担当および重要な兼職の状況については、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
専 務 取 締 役	熊 坂 勝 美	執行役員 日本SE株式会社 取締役 DTS America Corporation 取締役社長 通天斯(上海)軟件技術有限公司 董事長
取 締 役	坂 本 孝 雄	執行役員 人事部長 デジタルテクノロジー株式会社 取締役 日本SE株式会社 取締役 株式会社DTSパレット 代表取締役社長

8. 平成25年4月1日現在における執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
鈴 木 吉 雄	執行役員 総務部長 株式会社DTSパレット 取締役
上 野 大 輔	執行役員 監査室長
綱 島 恵 二	執行役員 情報システム部長
安 達 継 巳	執行役員 関西支社長 兼 中京支社長 株式会社総合システムサービス 取締役
小 林 浩 利	執行役員 iCT事業本部長 データリンクス株式会社 取締役
廣 川 謙	執行役員 ITサービス事業本部長 デジタルテクノロジー株式会社 取締役
豊 永 智 規	執行役員 産業公共事業本部長 通天斯(上海)軟件技術有限公司 董事 データリンクス株式会社 取締役
岩 田 果	執行役員 ビジネス推進部長
浅 見 伊 佐 夫	執行役員 エンベデッドシステム事業部長
赤 松 謙 一 郎	執行役員 金融第二事業部長
齋 藤 健	執行役員 経営企画部長 株式会社総合システムサービス 取締役

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	170,720千円 (5,580千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	47,430千円 (10,680千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月25日開催の第31回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第37回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役の人員には、無報酬の取締役3名は含まれておりません。
5. 報酬等の額には、平成25年6月25日開催の第41回定時株主総会において付議いたします役員に対する役員賞与が下記のとおり含まれております。
取締役 6名 47,840千円
6. 報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）を下記のとおり支給しております。
取締役 2名 34,332千円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役萩原忠幸氏は株式会社アヴァンティスタッフの代表取締役社長を兼任しております。なお、当社は同社との間に取引関係はございません。

取締役原宏樹氏は三井住友信託銀行株式会社のIT統括部IT基盤運営部長を兼任しております。なお、当社は同社との間でシステム開発等の取引を行っております。

監査役田中襄一氏は日本大学の法学部教授を兼任しております。なお、当社は同大学との間に取引関係はございません。

監査役嵯峨清喜氏は新半蔵門総合法律事務所の所長を兼任しております。なお、当社は同事務所との間に取引関係はございません。

監査役服部彰氏は服部公認会計士事務所の所長を兼任しております。なお、当社は同事務所との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

区分及び氏名	取締役会（10回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 萩原忠幸	8回	100%	一回	—%
取締役 原 宏樹	8	100	—	—
監査役 田中襄一	10	100	10	100
監査役 嵯峨清喜	10	100	10	100
監査役 服部 彰	10	100	10	100

(注) 萩原忠幸および原宏樹の両氏は平成24年6月22日付けで取締役に就任のため、就任後の開催（取締役会8回）に対する出席回数および出席率としております。

ロ. 取締役会における発言状況

本年度の取締役会は10回開催され、社外取締役および社外監査役の各氏は、出席の都度、経営全般にわたり必要な意見、発言を積極的に行っております。

ハ. 監査役会における発言状況

本年度の監査役会は10回開催され、社外監査役の各氏は、出席の都度、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な意見、発言を積極的に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めており、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

42,750千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42,750千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に対する支払いはありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、次のとおりであります。

- ① 取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとする。
- ② 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求し、取締役会は、監査役会の請求に基づき審議のうえ株主総会の会議の目的とすることとする。
- ③ 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する。

(5) 子会社の監査の状況

当社の子会社であるデータリンクス株式会社および日本S E株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当事業年度末における内部統制システム構築の基本方針については、次のとおりであります。

内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令および定款を遵守し、業務の適正を確保するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下の考え方のもと内部統制システム構築に関する体制を整備し、適切に運用するとともに、環境の変化に応じその継続的改善に努めるものとする。

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ② 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。
- ③ 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ④ 内部統制推進部門を設置し、内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ⑤ 事業活動から独立した立場で内部監査を行う部門として監査室を設置し、監査室は、内部統制システム構築に関する体制整備の実行状況を監視するとともに、改善が必要な場合には指摘を行う。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性確保への適切な取り組みを行う。

内部統制システムに関する個別体制

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- ② 「DTSコンプライアンス・ガイド」を定め、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営に当たるよう、研修等を通じて指導する。
- ③ 「DTS行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との結びつきを、断固として排除する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について当社の社員等が相談および通報を行う手段

として「ヘルプライン」を設ける。

- ⑤ 監査室は、年間の監査計画を作成するとともに、事業活動から独立した立場で内部監査を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために必要な規程および体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報の取り扱いは「文書管理規程」に定め、同規程に従い検索性の高い状態で保存し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 役員および社員の職務執行に必要な情報の保存、管理および有効活用のため、社内情報システムを整備する。
- ③ 情報の管理に関しては、情報セキュリティについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、情報セキュリティに関する体制を整備する。
なお、個人情報保護に関しては基本方針およびガイドラインを定め対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの体系化と問題点の把握を行い、責任部署と問題点に対する対応計画を定める。また、リスクの発生の有無について継続的に監視を行う。
- ② 大規模災害等の発生に対しては、緊急時の対応を定めるとともに、事業の継続を確保するための規程および体制を整備する。
- ③ 代表取締役社長を議長とする「プロジェクト推進会議」を設置し、一定の基準を満たしたプロジェクトについては、受注可否の審議や出荷判定等を行うことにより効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は「職務権限規程」を定め、同規程に基づき代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。また、業務執行に専念する執行役員を選任することにより、意思決定の迅速化が図れる体制を整備する。
- ② 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- ③ 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図ると共に、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき、短期計画として事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。
- ④ 業務執行の方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会

議」を設置する。また業績目標に対する実績管理を行うため、「経営会議」において月次業績を報告する。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対し「関係会社管理規程」を設け、非上場子会社に対しては、特定の事項について取締役会決議前に当社に承認を求め、または提出もしくは報告することを義務付けるとともに、一定の基準を満たすものについては当社取締役会付議事項とする。また、上場子会社に対しては、一定の事項について提出を求めるものとする。
- ② 企業集団における業務の適正を確保するため関係会社所管部門を設置し、子会社（上場会社を除く）が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導および助言を行う。
- ③ グループ横断的な会議を開催することにより、グループ間の情報共有を図り、業務の適正を確保する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、子会社の社員等が相談および通報を行う手段として「グループ・ヘルプライン」を設ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

- ① 監査役は、監査室等の社員に対し、監査の実施に必要な事項を指揮命令することができる。

(7) 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき社員の人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重する。
- ② 監査役より、監査の実施に当たり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席することができる。
- ② 監査役は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ取締役および社員の説明を求めることができる。

- ③ 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
 - ハ. コンプライアンス上重要な事項
 - ニ. その他上記イ. からハ. に準じる事項
 - ④ 社員は前項イ. からニ. に関する重大な事実を発見した際は、監査役に直接報告することができる。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長、会計監査人のそれぞれと随時意見交換会を開催することができる。
 - ② 監査役は、適切な職務執行のため、子会社取締役・子会社監査役との意思疎通、情報交換を行うことができる。
 - ③ 監査役は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成24年6月22日開催の当社第40回定時株主総会において、「当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます）につき、株主の皆様からのご承認をいただきました。本対応方針の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、持続的成長と企業価値向上を確固なものとするため、創業以来、マルチベンダーおよびマルチユーザーの立場を継続し、プライム・S I案件の受注拡大を図るための各種施策を講じるとともに、資本・業務提携によるグループ企業の拡大、さらにオフショアの有効活用によるグローバル化への対応など経営環境に応じた施策を意欲的に推し進めることにより、業界のリーディングカンパニーとしての成長を目指しております。

これに対して、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には、当社に対する買収行為等を行おうとする者（以下「行為者」といいます）が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものがあることも否定できません。

こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価維持・上昇を目的とした経営判断も求められかねず、中長期的な企業価値向上に取り組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。

当社は、当社の中長期的経営への取組みを不当に阻害し、企業価値を毀損するような買収行為または大量買付行為に対しては、適切な対応策を講じることが、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための経営の責務であると考えております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組みの内容の概要

当社は、行為者に対し、一定の手続きに従って当社株式の買付け等を実施することを求め、当該買付け等についての検討のための情報および株主や投資家の皆様の検討のための十分な時間等を確保いたします。

この要請を無視する買付けや当社の企業価値を毀損することが明らかな買付けその他一定の要件に該当する買付けが行われる場合には、当該行為者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権を、基準日現在の株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる（当社の保有する当

社普通株式への割当てを除きます)ものといいたします。

これらの要件に該当するか否かの判断は、第三者委員会でを行います。取締役会は、第三者委員会が必要な措置の発動を勧告した場合、または当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、必要な措置の発動を決定することができるものとし、第三者委員会の助言または勧告を最大限尊重するものといいたします。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、次の①および②の理由から、上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するもので、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 本対応方針の有効期間は、定時株主総会の終結の時から次の定時株主総会の終結の時までの約1年間としており、かつ、その有効期間内であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議により、これを見直したまたは廃止することを可能としております。したがって、上記(1)の基本方針およびこれに従って導入された上記(2)の取組みは、株主の皆様の意向が十分に反映される設計としております。
- ② 本対応方針における必要な措置の発動の是非の実質的な判断は、当社取締役会から独立し、かつ当社に対して善管注意義務を負う者のみから構成される第三者委員会が、基本方針に沿った合理的・客観的要件に基づき、中立かつ公正の観点から行うこととしております。

※本事業報告の内容ではありませんが、以下の事項をお知らせいたします。

本対応方針につきましては、平成25年5月10日開催の当社取締役会において、継続することを決議しております。その詳細につきましては、第41回定時株主総会に係る株主総会参考書類の第4号議案(61頁)をご参照ください。

(注) 本事業報告中の金額、株式数につきましては、記載単位未満は切り捨てて表示しております。なお、記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,807,679	流動負債	9,798,006
現金及び預金	16,070,588	買掛金	2,658,822
受取手形及び売掛金	10,050,944	短期借入金	32,930
商 品	99,862	1年内償還予定の社債	100,000
仕 掛 品	478,527	未 払 金	1,391,874
貯 蔵 品	9,782	未払法人税等	1,131,816
繰延税金資産	1,256,098	賞与引当金	2,507,029
そ の 他	859,130	役員賞与引当金	59,280
貸倒引当金	△17,254	受注損失引当金	5,286
固定資産	15,208,584	事務所移転費用引当金	20,263
有形固定資産	8,873,744	そ の 他	1,890,703
建物及び構築物	2,224,470	固定負債	747,470
土 地	6,422,365	退職給付引当金	473,454
そ の 他	226,909	役員退職慰労引当金	66,438
無形固定資産	2,727,932	そ の 他	207,577
の れ ん	1,476,574	負債合計	10,545,477
ソフトウェア	1,232,620	(純資産の部)	
そ の 他	18,738	株主資本	31,752,860
投資その他の資産	3,606,906	資本金	6,113,000
投資有価証券	1,585,073	資本剰余金	6,190,917
繰延税金資産	570,869	利益剰余金	20,942,558
そ の 他	1,450,963	自己株式	△1,493,615
資産合計	44,016,263	その他の包括利益累計額	131,311
		その他有価証券評価差額金	131,311
		少数株主持分	1,586,614
		純資産合計	33,470,786
		負債純資産合計	44,016,263

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		61,039,777
売 上 原 価		51,679,310
売 上 総 利 益		9,360,467
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,357,367
営 業 利 益		4,003,099
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,177	
受 取 配 当 金	28,911	
保 険 事 務 手 数 料	8,683	
保 険 解 約 返 戻 金	21,590	
助 成 金 収 入	6,650	
そ の 他	20,199	95,213
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,707	
支 払 手 数 料	1,336	
そ の 他	135	3,178
経 常 利 益		4,095,133
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,550	7,550
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,646	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,950	
事 務 所 移 転 費 用 引 当 金 繰 入 額	20,263	
そ の 他	690	32,550
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,070,133
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,583,093	
法 人 税 等 調 整 額	184,582	1,767,676
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		2,302,457
少 数 株 主 利 益		125,303
当 期 純 利 益		2,177,154

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：千円)

項	目	金 額
株主資本		
資本金	当期首残高	6,113,000
	当期末残高	6,113,000
資本剰余金	当期首残高	6,190,917
	当期末残高	6,190,917
利益剰余金	当期首残高	19,478,665
	当期変動額	剰余金の配当 △713,260
		当期純利益 2,177,154
		当期変動額合計 1,463,893
	当期末残高	20,942,558
自己株式	当期首残高	△1,493,615
	当期末残高	△1,493,615
株主資本合計	当期首残高	30,288,967
	当期変動額	剰余金の配当 △713,260
		当期純利益 2,177,154
		当期変動額合計 1,463,893
	当期末残高	31,752,860

(単位：千円)

項	目	金額
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	△101,607
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)
		232,918
		当期変動額合計
		232,918
	当期末残高	131,311
その他の包括利益累計額合計		
その他の包括利益累計額合計	当期首残高	△101,607
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)
		232,918
		当期変動額合計
		232,918
	当期末残高	131,311
少数株主持分		
少数株主持分	当期首残高	1,492,028
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)
		94,585
		当期変動額合計
		94,585
	当期末残高	1,586,614
純資産合計		
純資産合計	当期首残高	31,679,389
	当期変動額	剰余金の配当
		△713,260
		当期純利益
		2,177,154
		株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)
	327,504	
	当期変動額合計	1,791,397
	当期末残高	33,470,786

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

データリンクス株式会社

株式会社F A I T E C

日本S E株式会社

デジタルテクノロジー株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

通天斯（上海）軟件技術有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（通天斯（上海）軟件技術有限公司他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月31日 3社

3月31日 4社

(2) 連結計算書類作成にあたっては、12月31日を決算日とする連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(ロ) 時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

(イ) 商 品 …… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 仕 掛 品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内または5年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（主として5年）にわたって均等償却し

ており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑤ 事務所移転費用引当金

翌連結会計年度における事務所移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規

に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の工事
工事完成基準

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間
(5年～10年) にわたり定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社および連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成
24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく
減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

4,014,503千円

2. 同一の工事契約に関する仕掛品と受注損失引当金がともに計上される場合の表示
方法等

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建
てで表示しております。

損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応
する額は、5,286千円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、5,286千円であります。

2. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費は、18,842千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	25,222,266	-	-	25,222,266
合計	25,222,266	-	-	25,222,266
自己株式				
普通株式	1,446,904	-	-	1,446,904
合計	1,446,904	-	-	1,446,904

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	356,630	15	平成24年3月31日	平成24年6月25日
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	356,630	15	平成24年9月30日	平成24年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	475,507	利益剰余金	20	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(注) 1株当たり配当額20円は創立40周年記念配当5円を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを原則とし、資金の調達が必要な場合には、主に銀行からの借入を行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理等の与信管理を行うとともに、信用調査等により財務状況等の把握を通じて信用リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係等を有する企業の株式および社債であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は主として設備投資に係る資金調達であります。

なお、適時に資金繰計画を作成・更新し、事業運営に必要な手許流動性を持続的に確保するための管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません（(注)2.を参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価 ((注)1.を参照)	差 額
(1) 現金及び預金	16,070,588	16,070,588	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,050,944	10,050,944	-
(3) 投資有価証券	1,468,406	1,468,406	-
資産計	27,589,939	27,589,939	-
(1) 買掛金	2,658,822	2,658,822	-
(2) 短期借入金	32,930	32,930	-
(3) 未払金	1,391,874	1,391,874	-
(4) 未払法人税等	1,131,816	1,131,816	-
(5) 社債	100,000	100,000	-
負債計	5,315,443	5,315,443	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期のものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関などから提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び(4) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

連結子会社の発行する社債の時価については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、かつ、信用状態が実行時と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	45,811
非上場株式	70,855

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,341円06銭
1 株当たり当期純利益金額	91円57銭

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月 8日

株式会社 D T S
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈 尾 光 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 蒔 新 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社D T Sの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社D T S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,388,808	流動負債	6,068,133
現金及び預金	11,253,822	買掛金	1,303,294
受取手形	9,891	リース債務	2,721
売掛金	6,385,083	未払金	802,812
商品	12,588	未払費用	284,291
仕掛品	331,223	未払法人税等	868,484
貯蔵品	6,659	未払消費税等	422,237
前渡金	123,307	前受金	101,096
前払費用	210,929	預り金	246,163
繰延税金資産	926,134	賞与引当金	1,932,592
関係会社短期貸付金	858,197	役員賞与引当金	47,840
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	120,000	受注損失引当金	5,286
その他の	151,725	事務所移転費用引当金	7,363
貸倒引当金	△752	その他の	43,947
固定資産	17,447,776	固定負債	165,877
有形固定資産	8,456,395	リース債務	2,776
建物	1,973,502	長期未払金	142,355
工具、器具及び備品	167,417	資産除去債務	17,277
土地	6,310,197	その他の	3,468
リース資産	3,762	負債合計	6,234,011
その他の	1,516	(純資産の部)	
無形固定資産	1,320,324	株主資本	31,468,324
ソフトウェア	1,311,219	資本金	6,113,000
その他の	9,105	資本剰余金	6,190,917
投資その他の資産	7,671,056	資本準備金	6,190,917
投資有価証券	1,495,459	利益剰余金	20,658,022
関係会社株式	5,103,580	利益準備金	411,908
関係会社出資金	203,627	その他利益剰余金	20,246,113
関係会社長期貸付金	170,000	別途積立金	11,170,000
長期前払費用	49,876	繰越利益剰余金	9,076,113
保険積立金	432,617	自己株式	△1,493,615
繰延税金資産	62,764	評価・換算差額等	134,249
その他の	153,145	その他有価証券評価差額金	134,249
貸倒引当金	△17	純資産合計	31,602,573
資産合計	37,836,585	負債純資産合計	37,836,585

損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,607,730
売 上 原 価		30,502,596
売 上 総 利 益		6,105,134
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,977,173
営 業 利 益		3,127,961
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,719	
有 価 証 券 利 息	3,858	
受 取 配 当 金	100,467	
不 動 産 賃 貸 料	24,426	
そ の 他	17,119	153,592
営 業 外 費 用		-
経 常 利 益		3,281,553
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,550	7,550
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,771	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,950	
事 務 所 移 転 費 用 引 当 金 繰 入 額	7,363	
そ の 他	690	18,775
税 引 前 当 期 純 利 益		3,270,328
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,286,533	
法 人 税 等 調 整 額	△56,915	1,229,618
当 期 純 利 益		2,040,710

株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：千円)

項	目	金 額
株主資本		
資本金	当期首残高	6,113,000
	当期末残高	6,113,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	6,190,917
	当期末残高	6,190,917
資本剰余金合計		
	当期首残高	6,190,917
	当期末残高	6,190,917
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	411,908
	当期末残高	411,908
その他利益剰余金		
別途積立金	当期首残高	11,170,000
	当期末残高	11,170,000
繰越利益剰余金	当期首残高	7,748,664
	当期変動額	剰余金の配当 △713,260
		当期純利益 2,040,710
		当期変動額合計 1,327,449
	当期末残高	9,076,113

(単位：千円)

項	目	金額
利益剰余金合計	当期首残高	19,330,572
	当期変動額	剰余金の配当 △713,260 当期純利益 2,040,710 当期変動額合計 1,327,449
	当期末残高	20,658,022
	自己株式	当期首残高 △1,493,615 当期末残高 △1,493,615
	株主資本合計	当期首残高 30,140,875 当期変動額 剰余金の配当 △713,260 当期純利益 2,040,710 当期変動額合計 1,327,449 当期末残高 31,468,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	△93,740
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) 227,989 当期変動額合計 227,989
	当期末残高	134,249
	評価・換算差額等合計	当期首残高 △93,740 当期変動額 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) 227,989 当期変動額合計 227,989 当期末残高 134,249
純資産合計	当期首残高	30,047,134
	当期変動額	剰余金の配当 △713,260 当期純利益 2,040,710 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) 227,989 当期変動額合計 1,555,438
	当期末残高	31,602,573

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子 会 社 株 式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 仕 掛 品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3年～50年
工具、器具及び備品	2年～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内ま

たは5年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（主として5年）にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 受注損失引当金 …… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- (5) 事務所移転費用引当金 …… 翌事業年度における事務所移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事
工事完成基準

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,660,048千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,120,671千円
長期金銭債権	170,000千円
短期金銭債務	364,210千円

3. 同一の工事契約に関する仕掛品と受注損失引当金がともに計上される場合の表示方法等
損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は、5,286千円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、5,286千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	174,219千円
外注費	1,621,914千円
その他の営業取引高	823,097千円
営業取引以外の取引による取引高	97,069千円

3. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費は、18,842千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,446,904	—	—	1,446,904
合計	1,446,904	—	—	1,446,904

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

賞与引当金	734,385千円
未払費用(社会保険料)	108,030千円
未払事業税	73,912千円
その他	9,805千円
繰延税金資産合計	926,134千円
繰延税金資産の純額	926,134千円

固定資産

(繰延税金資産)

ソフトウェア	58,276千円
長期未払金	51,296千円
関係会社株式	40,046千円
ゴルフ会員権	34,792千円
投資有価証券	13,899千円
その他	12,100千円
繰延税金資産小計	210,411千円
評価性引当額	△96,950千円
繰延税金資産合計	113,460千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△46,193千円
資産除去債務に対応する除去費用	△4,502千円
繰延税金負債合計	△50,695千円
繰延税金資産の純額	62,764千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載しておりません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

項目	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 工具、器具及び備品	3,340	3,201	139

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	139千円
1年超	- 千円
合計	139千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2,224千円
減価償却費相当額	2,224千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名 称	議決権の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	デジタルテ クノロジー 株式会社	(所有) 直接 100.00%	資金の援助 役員の派遣	資金の貸付	942,500	短期貸付金	750,000
				利息の受取	2,574	その他 流動資産	13

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

デジタルテクノロジー株式会社に対する資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

また、取引が反復的に行われているため、取引金額は月末の平均残高で記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,329円22銭
1株当たり当期純利益金額	85円83銭

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月 8日

株式会社 D T S
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈 尾 光 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 葭 新 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社D T Sの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

株式会社D T S 監査役会

常勤監査役 栗原 広 史 ⑩

常勤監査役 尾崎 実 ⑩

社外監査役 田中 襄 一 ⑩

社外監査役 嵯峨 清 喜 ⑩

社外監査役 服部 彰 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、中長期的な企業価値の増大が利益還元の最大の源泉となると考えております。今後も事業拡大に必要な内部留保を考慮し、また業績動向や財務状況などを総合的に勘案したうえで、安定した配当を継続的に行うことが株主の皆様への中長期的な利益還元に貢献するものと考えております。

また、当社は平成24年8月25日に創立40周年を迎えることができましたことから、普通配当に記念配当を加え、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円（うち、普通配当15円・創立40周年記念配当5円）

配当総額 金475,507,240円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員して取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	あかばね やす たか 赤羽根 靖 隆 (昭和21年8月5日生)	平成11年4月 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー取締役第6マーケティング本部長 平成12年4月 株式会社エヌ・ティ・ティエックス代表取締役副社長 平成13年5月 当社顧問 平成13年6月 当社代表取締役副社長 当社執行役員 平成14年4月 当社代表取締役社長 平成19年4月 株式会社MIRUCA取締役 平成22年4月 当社代表取締役会長（現任）	55,100株
2	にし だ こう いち 西 田 公 一 (昭和31年1月24日生)	平成13年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部企画部長 平成15年11月 同社金融システム事業本部副事業本部長 平成16年5月 同社リージョナルバンキングシステム事業本部副事業本部長 同社総合バンキングビジネスユニット長 平成17年6月 同社執行役員 同社リージョナルバンキングシステム事業本部長 平成21年6月 当社取締役副社長 当社執行役員（現任） 平成22年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成24年3月 株式会社MIRUCA代表取締役社長（現任）	12,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	くま さか かつ み 熊 坂 勝 美 (昭和28年2月7日生)	昭和49年10月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員(現任) 平成14年4月 当社常務取締役 平成21年6月 日本S E株式会社取締役 (現任) 当社専務取締役(現任) 平成21年12月 デジタルテクノロジー株 式会社代表取締役社長 平成23年11月 D T S A m e r i c a C o r p o r a t i o n 取締役社長(現任) 平成24年1月 通天斯(上海)軟件技術 有限公司董事長(現任)	18,220株
4	い とう たつ み 伊 東 辰 巳 (昭和28年11月25日生)	昭和51年3月 当社入社 平成12年4月 当社社会システム部長 平成16年4月 当社執行役員(現任) 平成18年4月 当社産業システム事業本 部長 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 データリンクス株式会社 取締役 平成22年4月 当社常務取締役(現任) 平成24年12月 デジタルテクノロジー株 式会社代表取締役社長 (現任)	7,800株
5	さか もと たか お 坂 本 孝 雄 (昭和36年1月4日生)	昭和62年4月 当社入社 平成16年4月 当社コーポレートスタッ フ本部企画部長 平成19年4月 当社執行役員(現任) 平成20年4月 当社コーポレートスタッ フ本部副本部長 平成21年4月 当社経営企画担当統括部長 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成23年3月 デジタルテクノロジー株 式会社取締役(現任) 平成23年6月 日本S E株式会社取締役 (現任) 平成23年10月 株式会社D T S パレット 代表取締役社長(現任) 平成25年4月 当社人事部長(現任)	4,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">たけ うち みのる 竹 内 実 (昭和36年6月21日生)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社 平成15年4月 当社金融システム第三部長 平成19年4月 当社金融システム事業本 部長 平成19年10月 当社執行役員（現任） 平成19年11月 通天斯（上海）軟件技術 有限公司董事（現任） 平成21年6月 株式会社F A I T E C 取 締役 平成22年4月 当社金融事業本部長（現 任） 平成22年6月 データリンクス株式会 社取締役 当社取締役（現任） 平成23年11月 D T S A m e r i c a C o r p o r a t i o n 取締役（現任） 平成24年6月 株式会社九州D T S 取締 役（現任）</p>	2,900株
7	<p style="text-align: center;">むら い かず ゆき 村 井 一 之 (昭和28年1月25日生)</p>	<p>平成11年10月 株式会社エヌ・ティ・テ ィ・データ東日本支社長 平成13年4月 エヌ・ティ・ティ・デー タ・カスタマサービス株 式会社取締役経営企画部 長 平成15年6月 同社代表取締役常務営業 本部長 平成19年4月 当社営業本部長 平成19年6月 データリンクス株式会 社取締役 平成19年10月 当社執行役員 平成20年4月 当社営業本部長 平成20年6月 当社取締役（現任） 平成22年6月 データリンクス株式会 社代表取締役社長（現任）</p>	3,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
8	はぎ わら ただ ゆき 萩 原 忠 幸 (昭和30年10月11日生)	平成12年4月 株式会社富士銀行IT推進部ITプロジェクト推進室長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行IT・システム統括部副部長 平成18年3月 株式会社みずほ銀行執行役員IT・システム統括部長 平成18年6月 当社取締役 平成21年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役 平成22年6月 当社取締役退任 平成23年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成23年6月 同社理事 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成24年6月 株式会社アヴァンティスタッフ代表取締役社長(現任)	—
9	はら ひろ き 原 宏 樹 (昭和36年9月3日生)	平成13年1月 中央三井信託銀行株式会社経営管理部統括グループ調査役 平成14年2月 同社システム企画部企画グループ主席調査役 平成15年7月 同社システム企画部次長 平成17年1月 同社京都支店次長 平成18年10月 同社内部監査部本部監査グループ主席業務監査役 平成22年1月 同社システム企画部次長 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社IT統括部IT基盤運営部長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
10	鈴木 滋彦 (昭和20年10月16日生)	<p>平成7年7月 日本電信電話株式会社理事 同社ネットワークサービスシステム研究所長 同社常務理事</p> <p>平成9年10月 同社取締役</p> <p>平成10年6月 同社取締役</p> <p>平成14年6月 エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社代表取締役副社長 同社代表取締役社長</p> <p>平成15年6月 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社代表取締役社長 同社取締役相談役</p> <p>平成22年6月 同社相談役</p> <p>平成23年6月 同社特別顧問 (現任)</p> <p>平成24年6月 キヤノン電子テクノロジー株式会社取締役会長 (現任)</p> <p>平成24年7月 キヤノン電子株式会社最高顧問 (現任)</p>	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 萩原忠幸、原宏樹および鈴木滋彦の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、鈴木滋彦氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 萩原忠幸、原宏樹および鈴木滋彦の各氏を社外取締役候補者とした理由等は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由について
- 萩原忠幸氏につきましては、都市銀行のIT部門責任者の経験があり業界および経営陣としての豊富な経験や知識等を、当社の経営判断にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
- 原宏樹氏につきましては、信託銀行のIT部門責任者であり業界および経営陣としての豊富な経験や知識等を、当社の経営判断にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
- 鈴木滋彦氏につきましては、業界および経営陣としての豊富な経験や知識等を、当社の経営判断にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたしております。

なお、萩原忠幸および原宏樹の両氏は、当社との間で上記責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合、当社は両氏との間で、それぞれ上記責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木滋彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く）のうち6名に対し、当期の功労に報いるため、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案し、役員賞与総額47,840千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一願いたいと存じます。

第4号議案 当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針承認の件

当社は、本年5月10日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための取組みのひとつとして、当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます）を、以下の内容にて継続することを決議いたしました。本対応方針の重要性に鑑み、本対応方針に広く株主の皆様のご意見を反映させていただくため、ご出席の株主の皆様のご議決権の過半数の賛成（以下、「過半数の賛成」といいます）を本対応方針継続の条件としておりますので、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針は、平成18年5月9日開催の当社取締役会において導入を決議し、同年6月23日開催の当社第34回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいたから、約7年が経過しており、その間に、買収防衛策に関する最高裁の判断が出されたことや、企業価値研究会から「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日）が公表されたことなどもあり、これらを踏まえたうえで、より株主や投資家の皆様の理解と納得を得ることができるよう本対応方針を一部修正し、平成21年開催の当社第37回定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。また、平成22年以降に開催された各年の定時株主総会においても、同様のスキームにてご承認をいただいております。

継続される本対応方針のスキームについても、前年開催の当社第40回定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいた内容と同様であり、本対応方針は、事前警告型プランで、経済産業省および法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日）の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっております。

また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様からご承認いただいた場合には、本定時株主総会の終結の時から、次の定時株主総会の終結の時までといたします。

1. 中長期的な企業価値および株主共同の利益向上のための取組み

当社は昭和47年（1972年）の創業以来、一貫して中立性の高いマルチベンダーの立場であらゆる顧客のニーズに対して常に顧客本位の最適なソリューションを実現してまいりました。

その取組みが多くの顧客の信頼を獲得し、現在では、実績あるレガシー系システムから最先端のオープン・Web系システムの開発・構築・運用、さらにはネットワークマネジメントにまで至る総合情報サービスを金融分野、通信

分野など社会インフラとしての公共性の強い分野からインターネットサービスの分野に至る幅広い分野で提供しております。

また、当社単独のソリューション提供のみならず、システムの複雑化、専門化の進む分野においては、よりすぐれたソリューションを提供するため、高度な業務知識を有する企業と当社のシステム構築力を融合させたトータルソリューションを提供する専門子会社の設立やトータルソリューションの強化・業容拡大を図るため、既存会社のSI事業部門を譲り受けるなど、高付加価値サービスを幅広く市場に提供するためのさまざまな取組みを行っております。

中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月）では、「お客様に最高の価値を提供する The Best Value Partner」をビジョンに掲げ、提案力の強化、事業基盤の強化、ビジネスモデルの変革、経営基盤の拡充およびグループ総合力の結集などの施策に取り組んでおります。お客様の課題に共に向き合い、共に考え、共に行動し、最高の価値を提供することにより、自律して成長する会社を目指してまいります。

2. 本対応方針継続の基本的考え方

当社は持続的成長と企業価値向上を図り、もって当社の企業価値および株主共同の利益向上を実現するため、創業以来のマルチベンダー、マルチユーザーの立場を継続しながら、中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月）を着実に進めてまいります。

他方、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後も、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には行為者が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものがあることも否定できません。

特に当社の事業内容である情報サービス業は可視化できない知的成果物（ソフトウェアやサービス）の提供を行うものであるため、株主の皆様が企業価値の向上に向けた当社の取組みを十分にご理解されたうえで、当社の企業価値を正確に把握し、買収行為に関する提案（以下、「買収提案」といいます）の妥当性を適切にご判断されることは必ずしも容易ではありません。また、知的成果物を商品とする情報サービス業にあっては、「人材」が会社の最

も重要な財産であり、人材育成確保ならびに経営陣と従業員の信頼関係が必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。その他、当社取締役会が築きあげてきた顧客他との信頼関係などの有形、無形の経営資源を損ないかねない買収がなされる可能性もあります。このような買収がなされた場合、結果として当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

また、こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価維持・上昇を目的とした経営判断も求められかねず、中長期的な企業価値向上に取り組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。

現在、当社が具体的にこのような脅威に直面している事実はありませんが、当社として、このような諸事情を鑑み、不適切な企業買収に対して相当な範囲で適切な対応策を講ずることが中長期的な企業価値向上に集中的に取り組む、当社の企業価値および株主共同の利益を向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本対応方針の継続を決定いたしました。

3. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、当社に対する買収行為に対して、買収提案を行う者または買収行為を行うもしくは行おうとする者（以下、「行為者」といいます）の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発し、買収行為が当社の企業価値および株主共同の利益向上に資するものかどうかを株主の皆様に適正に判断していただくために必要かつ十分な情報と時間、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見、代替案を提示する機会の確保を確実化することにより、株主の皆様の判断の機会を保証するとともに、株主の皆様が誤信されることを防止するために必要な措置を講じることを目的とするものです。あわせて、同様の方法により、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下、「濫用的買収」といいます）を防止するために必要な措置を講じることも目的としております。

4. 本対応方針のスキームの概要

当社取締役会は、行為者が(i)当社が発行者である株券等¹について、行為者および行為者グループ²の株券等保有割合³の合計が20%以上となる買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

その他の取得、または(ii)当社が発行する株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶および行為者の特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「買収行為」といいます）を行うまたは行おうとする場合に事前に遵守を求めるルール（以下、「事前遵守ルール」といいます）と、株主の皆様の判断の機会を保証し、株主の皆様が誤信されることおよび濫用的買収を防止するために必要な措置の発動対象となるか否かの基準（以下、「評価基準」といいます）を予め公表いたします。そして、第三者委員会が本対応方針の手續を主体的に運用し、買収行為に関する評価と、必要な措置の発動を当社取締役会に勧告するか否か、または株主の皆様に必要な措置の発動の是非をご判断いただくために、必要な措置の発動について株主総会において審議すべき旨を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

第三者委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、必要な措置の発動を勧告することまたは必要な措置の発動の是非を株主総会において審議すべき旨の勧告をすることができるものといたします（ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限りです）。当社取締役会は、第三者委員会から必要な措置の発動について勧告があった場合または当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、所定の手續に基づき必要な措置の発動を決定することができるものといたします。

詳細は【別紙1】当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドラインのとおりであります。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

5. 本対応方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者が事前遵守ルールを遵守することにより行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと第三者委員会が判断する限り、必要な措置を発動することはありません。そのために、当社取締役会は、行為者に対して、買収行為が当社の企業価値および株主共同の利益向上に資するか否かについて第三者委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値および株主共同の利益向上に資するようなものであれば、行為者が事前遵守ルールを遵守し、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値の更なる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるものと判断いたします。

他方、買収行為が当社の企業価値および株主共同の利益向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社の企業価値および株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、必要な措置を発動することができるものとしておく必要があるものと判断いたします。

このように事前遵守ルールの遵守を要請することで行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に当社の企業価値および株主共同の利益向上が実現できるものと判断いたします。

また、本対応方針においては、必要な措置の発動の対象となる濫用的買収の要件について明確かつ限定的な要件を設定しているため、当社の企業価値および株主共同の利益向上に資する買収行為をも制限するものではありません。

なお、本対応方針の手続の運営および必要な措置の発動に関する審議において第三者委員会の委員は必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、第三者委員会の招集権は当社代表取締役のほか各委員も有することで同委員会の招集を確実なものとするなど、本対応方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による必要な措置の発動決定の前ですでに行為者が議決権の過半数を、公開買付け公告またはその他適切な方法により買付けを

公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は必要な措置を発動しないなど、本対応方針の合理性を高めるための工夫を講じております。また、本対応方針は、第三者委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づいて、必要な措置の発動の是非について株主総会において審議することとされた場合には、必要な措置の発動にあたり株主の皆様の意思が反映されることとなっています。さらに、本対応方針の有効期間を毎年の定時株主総会の終結の時までとし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本対応方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は毎年本対応方針の適正性につき判断していただくことができるほか、株主の皆様の総体的意思または当社取締役会の意思により、いつでも本対応方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響

当社が導入した本対応方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、必要な措置の発動時においては、必要な措置の発動にとまない発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割り当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は、新株予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う当社取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております）すること、または当社が新株予約権を取得することと引き換えに普通株式を交付することにより、当社新株を取得できますので、株主名簿への記録が適切に行われている限り、行為者以外の当社株主や投資家の皆様に不測の損害を与える要素はないものと考えます。もっとも、新株予約権の譲渡は制限されているため、新株予約権の行使または新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、当該株式の譲渡を行うことはできず、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。なお、行為者を除く当社株主や投資家の皆様に不測の損害を与えないためには会社法および社債、株式等の振替に関する法律の規定に従って所定の基準日までに株主名簿への記録を完了していただくことが必要となりますが、必要な措置を発動する場合には、行為者を含む当社株主や投資家の皆様およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処いたします。

また、当社取締役会が第三者委員会の審議・勧告を受けてまたは自ら必要

な措置の発動の是非について株主総会において審議することを決定した場合には、当該株主総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の基準日を設けることとなりますので、当該基準日までには株主名簿への記録を完了していただくことが必要となります。

なお、当社取締役会が、必要な措置の発動を変更または撤回した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。この場合、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんが、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 第三者委員会

当社は本対応方針が経営者の保身等の目的で運用されることを防ぐため、当社経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会が中立かつ公平に必要な措置の発動の適正性または当社株主総会における審議の必要性を審議・勧告し、当社取締役会は、第三者委員会の勧告をふまえて当社株主総会への付議を含めた発動についての最終的な決定をすることとしております。

第三者委員会の委員は当社と特別な利害関係を有しない等、当社経営陣から独立していることを確保する一定の条件を満たす者の中から当社取締役会が選任することとしております。

(詳細は【別紙3】第三者委員会設置要領のとおりであります)

以 上

【別紙 1】

当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドライン

このガイドラインは、(i)当社が発行者である株券等⁸について、行為者および行為者グループ⁹の株券等保有割合¹⁰の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等¹¹について、公開買付け¹²に係る株券等の株券等所有割合¹³および行為者の特別関係者¹⁴の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下、「買収行為」という)を行うまたは行おうとする者(以下、「行為者」という)に適正に対応するための当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針(以下、「本対応方針」という)の内容、手続および運用指針を定めたものである。

1. 必要な措置の発動の条件

第三者委員会は、買収行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、必要な措置の発動または必要な措置の発動について当社株主総会において審議すべき旨を勧告することができるものとする(ただし、当社の企業価値および株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り)。当社取締役会は、第三者委員会より必要な措置の発動をすべき旨の勧告を受けた場合または当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、必要な措置を発動することができるものとする。

- (1) 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- (2) 濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為により、当社の企業価値および株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

- (1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、買収行為を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

¹¹ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

¹² 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

¹³ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

¹⁴ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

- (2) 買収行為に対する第三者委員会の意見形成のため、行為者は、第三者委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【第三者委員会が求める情報】

- ・ 行為者および行為者グループの概要
 - ・ 買収行為に関する提案（以下、「買収提案」という）の目的、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称および概要
 - ・ 行為者が意図する経営方針および事業計画
 - ・ 行為者の経営方針および事業計画が当社株主に与える影響とその内容
 - ・ その他、第三者委員会が評価にあたり必要とする情報
- (3) 第三者委員会が行為者による買収行為を評価する期間が満了するまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買収

上記1. (2)の濫用的買収とは、行為者による買収行為が、以下の種類のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等である場合、当該買収行為を意味する。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(※)により株主に株式の売却を事実上強要する虞がある行為

(※) 強圧的二段階買収：最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

- ① 第三者委員会が当社取締役会を通じて行為者に対して情報提供を求める場合

最初の情報提供要求 買収提案から10営業日以内
追加の情報提供要求 直近の情報要求から10営業日以内

- ② 行為者の情報提供期限 当社の要求から3営業日以内

ただし、当社が求める情報の内容によっては、3営業日以上10営業日以内で別途期限を指定することがある。

行為者が3営業日以内または当社が別途指定した期限内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。

- ③ 行為者による買収行為を評価する期間

第三者委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した日から起算して

(a) 行為者が当社が発行する株券等のすべての買付けを行う場合で、かつ買収の対価が現金（円貨）の場合

最大で60日以内

(b) 上記(a)以外の場合

原則として90日以内（ただし、買収提案の内容によっては、必要に応じ最大30日間を限度として延長することがある。かかる場合には適宜その旨および延長を必要とする理由その他第三者委員会が適切と認める事項を開示する）

5. 株主総会における審議・承認

当社取締役会は、第三者委員会より必要な措置の発動の是非について、当社株主総会において審議すべき旨の勧告を受けた場合または当社取締役会自ら必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審議すべきであると判断した場合、必要な措置の発動の是非を株主総会で審議するために、開催が予定されている株主総会において必要な措置の発動に関する議案を上程するための手続または臨時株主総会を開催するための基準日の設定および招集手続等の必要な手続を行う。

6. 情報開示、代替案提示

行為者が出現した場合、第三者委員会から必要な措置の発動もしくは不発動の勧告または当社株主総会において審議すべき旨の勧告があった場合、当社取締役会が必要な措置の発動もしくは不発動を決議する場合または第三者委員会の勧告を受けてもしくは自らの判断により必要な措置の発動について当社株主総会において審議することとした場合、必要な措置の発動を撤回する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、およびその他法令または金融商品取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を開

示し、行為者との間で提供情報内容に関連した条件交渉を行い、株主に対して当社の意見、代替案を提示する。

7. 必要な措置の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、【別紙2】新株予約権の概要によるものとする。

8. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会は必要な措置の発動後の行為者の対応によっては、再度、必要な措置の発動を決定することを含めて当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な措置を講じる。

9. 必要な措置の発動

(1) 発動の決定

必要な措置の発動の際には次の手続を経るものとする。

- ① 当社取締役会が第三者委員会に必要な措置の発動の適否を諮問する。
- ② 第三者委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に必要な措置の発動の適否または必要な措置の発動の是非を当社株主総会において審議すべき旨を勧告する。
- ③ 当社取締役会が第三者委員会の審議・勧告または当社株主総会の審議の結果をふまえて、最終的に決定する。

(2) 発動の撤回

当社取締役会は必要な措置の発動を決定した場合でも新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）には必要な措置の発動の撤回をすることができる。具体的には、新株予約権無償割当ての効力発生日の前日までに必要な措置の発動を撤回した場合には、その時点で新株予約権無償割当てを中止する。これに対し、新株予約権無償割当ての効力発生後、権利行使期間の始期の前日までの間に必要な措置の発動を撤回した場合には、当社が新株予約権を無償にて取得する。

また、第三者委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に必要な措置の発動の撤回を勧告することができる。この場合、当社取締役会は第三者委員会の勧告を最大限尊重のうえ最終的に発動の撤回を決定する。

10. 必要な措置の発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会は必要な措置を発動しない。

- ① 行為者が公開買付けを公告し、またはその他適切な方法により買付けを公表したうえで、当社が意見表明、代替案提示、必要な措置の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合（明白な株主意思の尊重）
- ② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合

11. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、導入（継続を含む）後、導入（継続を含む）した事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとし、当該定時株主総会において株主に本対応方針の継続、見直し、廃止を諮る。

12. 本対応方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本対応方針は見直しまたは廃止される。

- ① 臨時株主総会において見直しまたは廃止に過半数の賛成があったとき
- ② 当社取締役会において過半数の取締役が出席し、出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき
- ③ 今後の法改正、金融商品取引所規則の改正その他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本対応方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき

13. 第三者委員会

第三者委員会の構成等については、【別紙3】第三者委員会設置要領によるものとする。

以 上

【別紙2】

新株予約権の概要

本対応方針ガイドライン第7項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収提案および買収行為に対して、当社の企業価値および株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権無償割当てを実施する。

2. 割当て方法

必要な措置の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下、「基準日」という）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

4. 新株予約権の目的である株式の数

(1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は、原則として1株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 株式の分割または併合等による調整

新株予約権無償割当ての効力発生後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

その他、当社が新株予約権無償割当てを行う場合等対象株式数の調整が必要な場合には、所要の調整を行う。

5. 新株予約権の払込金額

無償

6. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

1円に対象株式数を乗じた額

7. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（1円未満は切り上げ）の額とし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、行為者による当社に対する買収提案または買収行為がなされ、本対応方針に従い、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。

① 行為者

② 行為者グループ

③ 行為者の共同保有者

④ 行為者の特別関係者

⑤ 行為者の当社株式の議決権共同行使可能者

⑥ 上記①ないし⑤の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲り受けた、もしくは承継した者（当初の新株予約権者から法令に従い下記10.に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む）

(3) 次の①ないし⑩に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑩に定めるところによる。

① 「本対応方針」とは、当社の平成18年5月9日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針（その後の継続・改定を含む）をいう。

② 「行為者」とは、買収提案を行う者または買収行為を行うもしくは行おうとする者をいう。

③ 「買収提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、行為者および行為者グループの株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合および行為者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上と

なる公開買付けに関する提案をいう。

- ④ 「行為者グループ」とは、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ）第27条の23第3項に基づき金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者に含まれる者をいう。
- ⑤ 「買収行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、行為者および行為者グループの株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、行為者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合および行為者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
- ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
- ⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

9. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当ての効力発生日以後、当社取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という）をもって、取得日の前日までの間に未行使の新株予約権（ただし、上記8.(2)により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く）の全部を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付する。
- (2) 当社取締役会は新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとして判断した場合）には、当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドラインの定めるところに従い、取得日をもって、取得日の前日までの間に未行使の新株予約権の全部を一斉に無償で取得することができる。
なお、この場合、当社は一定の事前通知期間を定め、たうえで無償取得を実施するなど、権利未行使の株主に不測の損害が生じることのないよう、適切な措置を講じる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

11. その他

新株予約権無償割当ての効力発生日、新株予約権の行使期間等のその他の新株予約権無償割当てに必要な事項については、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において定める。

以 上

【別紙3】

第三者委員会設置要領

1. 設置

第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成

- (1) 第三者委員会は3名以上の委員により構成される。
- (2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または外部の有識者等から委員を選任する。
- (3) 当社取締役会が委員として選任する者は以下の事項のすべてを満たす者でなければならない。
 - ① 現在または過去において当社および当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役または監査役等（社外取締役および社外監査役を除く）になったことがない者
 - ② 現在または過去における当社グループの取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締役または監査役等になったことがない者
 - ④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査役等でない者
 - ⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者およびこれらに相当する有識者）

3. 委員の選解任等

第三者委員会の委員の選解任は当社取締役会の決議によりこれを行う。

なお、社外取締役および社外監査役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、第三者委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 第三者委員会の招集

当社代表取締役および各委員は、いつでも第三者委員会を招集することができる。

5. 第三者委員会の役割

第三者委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して必要な措置を発動することの是非または必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審

議することの可否を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、第三者委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は第三者委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。

6. 第三者委員会の決議

第三者委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。

ただし、病気その他やむをえない事由があるときは、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

7. 第三者委員会に対する助言

第三者委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

以 上

第三者委員会委員略歴

本定時株主総会において株主の皆様から本対応方針の継続を承認していただいた場合、次の3名が第三者委員会の委員に就任する予定であります。

なお、各委員の任期は、本定時株主総会の終結の時から平成26年6月開催予定の当社第42回定時株主総会の終結の時までといたします。

各委員候補者の略歴は次のとおりであります。

奥野 正寛 (昭和22年1月6日生)

昭和48年8月 米国ペンシルヴァニア大学経済学部客員講師
昭和49年8月 米国イリノイ大学シャンペイン・アーバナ校経済学部助教授
昭和52年9月 横浜国立大学経済学部助教授
昭和59年4月 東京大学経済学部助教授
平成元年4月 東京大学大学院経済学研究科教授
平成18年5月 当社第三者委員会委員 (現任)
平成22年4月 流通経済大学経済学部教授
平成22年6月 東京大学名誉教授 (現任)
平成22年10月 慶應義塾大学経済学研究科特任教授 (現任)
平成25年4月 武蔵野大学政治経済学部特任教授 (現任)

吉森 照夫 (昭和20年7月23日生)

昭和49年2月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
昭和49年2月 長塚法律事務所入所
昭和55年5月 吉森法律事務所所長 (現任)
平成18年5月 当社第三者委員会委員 (現任)

磯部 正昭 (昭和16年5月19日生)

昭和45年3月 公認会計士登録
昭和55年5月 昭和監査法人 (現:新日本有限責任監査法人) 社員
昭和63年5月 同法人 (現:新日本有限責任監査法人) 代表社員
平成4年6月 同法人 (現:新日本有限責任監査法人) 常任理事
平成12年5月 同法人 (現:新日本有限責任監査法人) 副理事長
平成18年7月 磯部公認会計士事務所所長 (現任)
平成18年8月 特殊法人日本自転車振興会 (現:公益財団法人JKA) 監事 (非常勤) (現任)
平成19年6月 埼玉りそな銀行監査役 (非常勤) (現任)
平成20年6月 当社第三者委員会委員 (現任)

以 上

第41回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋六丁目19番13号
 株式会社D T S 本社本館 9階会議室
 電話 03 (3437) 5488 (代表)

